**駐日韓国大使館 韓国文化院 施設利用申請書（ギャラリーMI）**

**駐日韓国大使館 韓国文化院長 殿**

**□　新規　　□　変更**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 団体名 |  | 電話番号 |  |
| 団体代表者名 |  |
| 担当者名 |  | E-mail |  |
| 住所 | 〒 |
| 利用希望付帯設備（物品） |  |
| 総使用期間（時間） |  |
| 展示準備日時 |  |
| 展示期間 |  |
| 展示撤去日時 |  |
| 行事内容 | 展示名 |  　　　　　　  |
| 展示種類（複数選択可能） | □ 絵画　 □ 書芸、書画、水墨画 　 □ 造形 　 □ 工芸□ 現代美術、設置 　 □ その他( ) |
| 開催趣旨 |  |
| 展示内容(作品写真添付) | （作品写真などの展示関連参考資料は別途添付して提出すること） |
| 参加作家及び作品数 | ○出品作家の数：　　　　名　　　　　　○出品作品数：　　　　点 |
| **※ 添付書類 : 施設利用義務事項確認書、行事計画書、広報計画書、申請人（団体）活動経歴、予算書**駐日韓国大使館 韓国文化院 施設利用規定及び施設利用義務事項を誠実に履行することを約束すると共に、上記のように施設利用を申請します。(西暦)　　　　年 月 日申請者（団体代表者） (署名あるいは印) |

**駐日韓国大使館 韓国文化院 施設利用義務事項確認書**

**（ギャラリーMI）**

**駐日韓国大使館 韓国文化院長 殿**

※横の四角にチェックを入れてください。

|  |
| --- |
| * 1. 駐日韓国大使館 韓国文化院施設利用対象（以下「施設」とする）を利用しようとする者（以下「申請者」とする）は利用目的以外の行事をせず、利用時間を遵守するものとする。
* 2. 申請者は関連物品の搬出入及び設置の際には事前に文化院と協議し、作業申請者は作業遂行に先立ち、養生作業など施設物保護のための措置をとるものとする。
* 3. 申請者は行事に従う物品の搬入、設置及び撤去を行う際には、文化院の職員又は文化院が管理を委任した者の指示に従って実施し、作業に必要とされる人員と費用は申請者が準備及び負担するものとする。
* 4. 申請者は利用申請をした施設及び付帯設備（物品）のみを利用し、事前に協議されなかった物品は申請者が準備するものとする。
* 5. 付帯設備（物品）であるマイク、スピーカー、DVDなど視聴覚機材を使用する際には文化院の職員又は文化院が管理を委任した者の立ち合いのもと使用するものとする。
* 6. 申請者が施設及び付帯設備（物品）を棄損或いは紛失した際には駐日韓国大使館 韓国文化院が決めた施設利用規定第11条に拠って文化院に対し損害賠償或いは現状復帰の措置をとるものとする。
* 7. 申請者は行事が終了した際に施設及び付帯施設（物品）などを現状復帰するものとする。
* 8. 申請者は利用期間中、行事の円滑な進行と安全のために観客案内スタッフを最低1名配置するものとする。
* 9. 開幕式、テープカットなどの付帯行事の準備、司会、通訳及び案内などの人員と費用は申請者が準備及び負担するものとする。

 * 10. 照明装備は関連専門スタッフを申請者が雇い、そのスタッフにより操作及び運営するものとする。

年 月 日申請者(団体代表者) (署名あるいは印) |